



佐賀県公報

平成18年
2月20日
(月曜日)
第12719号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○都市計画事業変更の認可

(一〇五・下水道課)

公告

○肥料の登録

(園芸課)

○県営平山土地改良事業の工事完了

(農地整備課)

人事委員会事項

○佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(規則・三)

○告示

●佐賀県告示第五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

唐津市

二 都市計画事業の種類及び名称

相知都市計画下水道事業 唐津市公共下水道(相知処理区)

三 事業施行期間

平成六年一月十四日から

平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成六年佐賀県告示第二十二号、平成十一年佐賀県告示第二

百五十号及び平成十三年佐賀県告示第四百十四号の事業地に唐

津市相知町田頭字谷口、字越道、字大平、字辻、字牧ノ内、字

湯ノ頭、字岸ノ下、字大辰及び字中尾、相知町湯屋字本谷及び

字加志川、相知町佐里字藤原、字ナンゾ、字船野、字木場口、

字イバ山、字飛松、字谷口、字中村、字宮ノ下、字郷ノ元、字

岩谷、字小屋ノ前、字前田、字寺ノ前、字湯ノ木曾、字松ノ浦、

字浦野及び字辻、相知町伊岐佐字弁方、字塩木、字森ノ木、字

下田、字八反田、字引地、字地蔵前、字楠ノ木、字馬立、字白

木、字松原及び字五反田、相知町長部田字カコ岩、字城の浦、

字三十六、字千原、字下の谷及び字口ノ坪並びに相知町鷹取字

下原を加え、同市相知町相知字長尾、字天徳、字和田及び字浜

白地内において事業地を変更する。

○公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成18年2月20日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は称	住所	
佐賀県肥第716号	混合有機質肥料	6-5混合有機質肥料	窒素全量 6.0% りん酸全量 5.0%		理研農産 化工株式 会社	佐賀市大 財北町2 番1号	平成18年 2月6日

平成9年3月25日県営土地改良事業(中山間地域総合整備)平山上地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年2月20日

佐賀県知事 古川 康

○ 人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第三号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の小城市の項の次に次のように加える。

嬉野市		本庁	
議事事務局	市長部局(会計課を含む)	事務局長	部長 課長 総務課副課長(人事、職員団体担当に限る。) 総務課主任(人事、職員団体担当に限る。)
選挙管理委員会事務局	教育委員会事務局	教育長 教育次長 課長	
		事務局長	

出先機関		監査委員事務局	事務局長
農業委員会事務局		事務局長	
嬉野総合支所		総合支所長 課長	
福祉事務所		所長 課長	
小学校		校長 教頭	
中学校		校長 教頭	

別表の諸富町の項、大和町の項、富士町の項、三瀬村の項、七山村の項、塩田町の項、嬉野町の項、富士大和温泉病院組合の項及び塩田町・嬉野町小学校組合の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年二月二十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷